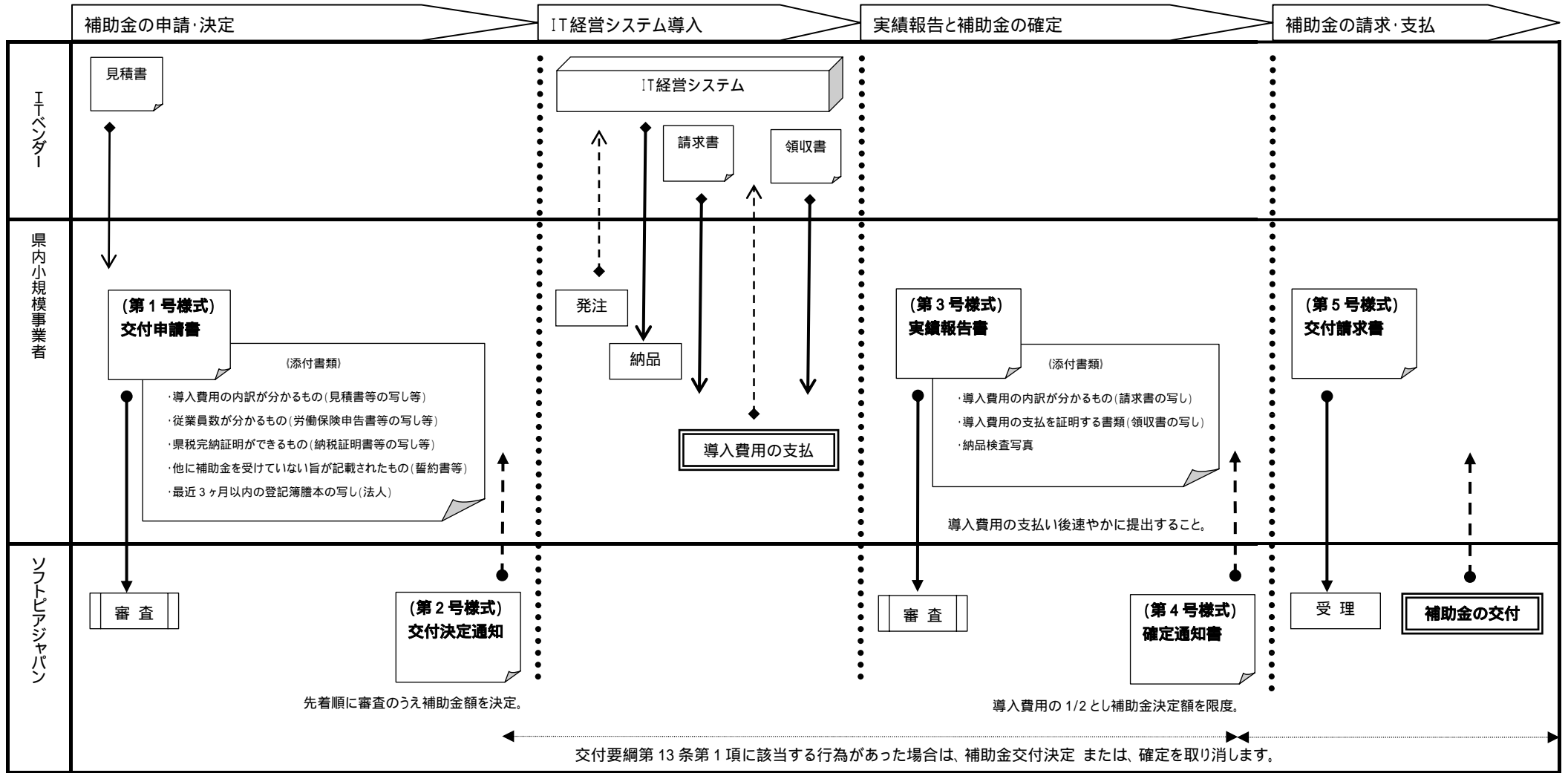


小規模事業者IT経営導入経費支援事業費補助金の流れ



目的
ITを活用した経営強化を目的とし、IT投資を行おうとする小規模事業者を積極的に支援するため、IT経営導入事業について補助金を交付するもの。

補助対象事業
IT経営(ITを活用して経営改革に取り組むこと)導入に必要なIT投資事業。

補助対象者
以下(1)から(4)のすべてに該当すること。
(1)県内に事業所を有すること
(2)小規模事業者(商業・サービス業で従業員5人以下、製造業その他で従業員20人以下である事業者)
(3)他の補助金を受けていないこと
(4)県税が完納であること

補助対象経費
販売管理等の業務系システムの構築又は業務系アプリケーション(基本ソフト、office系ソフトは不可)の導入及びデータベース構築(データ入力のみは不可)を行うため、岐阜県内に本社又は事業所があるITベンダーに支払う費用。
ただし、システムの保守費用、既存システムの修繕に係る費用、ハードウェア購入・借入費用、サービス利用料金、運送費、消耗品費等は除く。

補助率及び補助金の額
補助率は、補助対象経費(導入費用)の2分の1以内とする。
補助金の額は、下限5万円、上限20万円の範囲で、理事長が必要かつ適当と認める額(予算の範囲内)。

補助期間及び補助回数
対象年度は平成21年度。
補助回数は、年度内において1企業1回とする。